

金融教育とは何かを考える

若園智明

一、金融教育とはどのような教育か

金融教育を考えるにあたり、わが国家計自身と、家計を取り巻く金融環境の変化は重要なファクターとして把握する必要がある。これらの内から代表的なものを列挙すれば、①規制緩和により金融市場が発達し、家計に提供される金融商品・サービスが多様化・複雑化している、②高齢化によつて家計の老後生活が伸長している、③株式の新規公開（IPO）詐欺を代表例として、家

計を対象とした巧妙な金融・投資詐欺が増加している、等の変化である。このような変化へ如何に上手く対応するかは、わが国家計にとって喫緊の課題と呼べよう。

上記のような環境の変化に応じて家計は、①金銭に関連する多様化した選択肢（貯蓄・消費・資産形成等）から、（最適だと思われる）選択を求められ、②実質的に賦課方式を採用するわが国民的年金制度の年金財政縮小均衡傾向に対応して、老後に向けた資産形成計画の再設計と、老後生活における消費スタイルの見直しを行い、③金融・

投資詐欺に関する認識と防御を行う、等を自らの判断によって実行しなければならない。このように考えるならば、現在の家計に強く求められているのは、「金融（金銭）に関する賢い選択を行う能力」（金融リテラシー）の向上に他ならない。更に、金融リテラシーには情報処理の能力も含まれる。金融市場の発達は家計の選択肢を多様化させる一方、金融商品・サービスに関して、処理しなければならない情報の大量化と複雑化を招いた。このような新たに利用可能となった情報に対処するために、金融リテラシーは不可欠となる。教育が個人の能力を引き出し向上させるのであれば、「金融教育とはどのような教育か」との問いに対する答えは、「金融リテラシーを向上させる教育である」となる。

以下で述べるように金融教育を推進する諸外国を見て、このような考えはほぼ共通であり、わ

が国でも有効であろう。しかしながら国内において、金融教育推進を標榜した具体的な活動例に視点を移すと、金融教育（この他、呼び名は投資教育、金融経済教育、金銭教育などがあり、それぞれが対象とする範囲は微妙に異なるが）の名称を使いながらも、上記の定義からは逸脱した活動も散見される。わが国で金融教育に関するコンセンサスは、必ずしも得られてはいないようである。本稿では、OECDにおける金融教育プロジェクト（Financial Education Project）の成果や、二〇〇六年四月に米国で公表された金融リテラシー推進の国家戦略プログラム「将来のオーナーシップの取得」（Taking Ownership of the Future）などを参考としながら、金融教育について考えてみたい。

二、OECDの金融教育プロジェクトに見る

(1) 金融教育を導入する背景と重要性

OECDは、OECD加盟国国民の金融知識に関する調査「金融リテラシーの改善」(Improving Financial Literacy) (二〇〇五年一〇月)に続き、二〇〇六年七月にポリシー・ブリーフとして、「金融教育の重要性」(The Importance of Financial Education) を公表した⁽¹⁾。この中で、金融教育に関して八つの論点を挙げ、金融教育の重要性を論じている。最も基本となる「なぜ金融教育が重要であるのか」(第一論点)では、金融教育が必要となる背景として、①老後生活における糧、②クレジット・カードの過剰な使用(クレジットを活用する能力)と自己破産の増加、

③貧困層対策、等が挙げられている。OECD加盟国を対象としているため、わが国では優先順位が低い項目もあるが、これらは金融教育の導入に際し共通の背景であると言えよう。では、実際に金融教育はこれらの問題に有効であろうか? 「金融教育は効果があるのか」(第四論点)では、アメリカにおける調査例を引用し、労働者の401(k)加入率の向上、負債の低減と返済延滞の低下などに効果が見られたことを報告している。しかしながら注意すべきは、このような金融教育による効果は、あくまでも補完的なものに過ぎないと指摘している点である。つまりは、消費者保護などの金融政策や、様々な金融サービスへのアクセスの保障(主に低所得者の問題)などが重要な点であり、金融教育がもたらす効果は、これらを補完させるに過ぎないのである。金融教育のみで家計の行動が変化するわけではないという指摘は、

我々が金融教育を論じるにあたり、常に念頭におくべきであろう。

(2) OECDカンファレンスでの論点

二〇〇六年六月に、ロシアのセント・ペテルスブルグで開催されたG8において、家計による多様化された金融商品・サービスの活用と、金融における効果的な選択を行う能力の向上について議論が行われ、OECDに対して、金融教育の国際的なカンファレンスの開催が要請された。この要請を受け、九月二一・二二日の両日、インドのニュー・デリーにおいて「金融教育に関するOECDカンファレンス」(OECD Conference on Financial Education)が開催されている。金融教育に関する八つのセッション(オープニング・セッションを含む)で(図表1参照)計一八の報告が行われた。紙幅の都合で総てを紹介すること

は出来ないが、各セッションのテーマを見るだけで、金融教育について議論すべきポイントが良く解る。

八つのセッションの中でも学校における金融教育に関して、セッション7「金融教育プログラム」におけるpfe^g(個人金融教育グループ)の報告は多くの示唆を与えている。pfe^gはイギリスのNPOであり、金融サービス機構(FSA)とも関係が深い機関である。pfe^gはイギリスで金融教育が必要とされる背景として、①将来設計の不備、②過剰債務、③金融商品の選択とリスク把握能力が乏しい、④四〇歳以下の金融リテラシー(pfe^gはFinancial Capabilityと表記)が低い、⑤学校段階からの教育、を挙げているが、²⁾これらは前述のOECDポリシー・ブリーフとも重なる部分が多く、国際的に共通の背景である。むしろ、金融教育を導入する単なる背景に留まら

図表1 「金融教育における OECD カンファレンス」

	オープニング・セッション
セッション1	金融リテラシーを促進させる国際的なイニシアチブの展開
セッション2	貧困層を対象とした金融教育キャンペーンの重要性
セッション3	金融教育における金融機関の役割
セッション4	どのように金融情報を提供するか (金融リテラシー・キャンペーンを補完する情報開示の役割)
セッション5	金融教育と年金 (Pensions)
セッション6	金融教育と保険 (Insurance)
セッション7	金融教育プログラム

(出所) OECD の HP より作成。

ず、家計にとって金融教育を受入れるインセンティブともなる。

最初に、金融教育は金融リテラシーを向上させる教育であると述べたが、pfege は金融リテラシーを大きく三つに分類し整理している。pfege の分類によると、① Attitudes (選択における自己責任、選択時にアドバイスや情報を求めそれら进行评估する、金融商品・サービスに関して質問をする、自己にとっての最低水準を認識する)、② Skills and Competence (マネー管理、金融に関して将来何が必要となるかを考える、各状況で自分の知識等を適用する、実際の消費行動に計画やプランを適合させる、資産形成に自らが得た技能を使用する)、③ Knowledge and Understanding (基本となる金融サービスに関する知識、各金融サービスが何時どの様に必要になるかを認識する、経済全体と自分の金融状況との関係、マ

ネーに関する理解）となる。このように金融リテラシーを分類すると、それぞれを育成・向上させる為には、多段階かつ多様なアプローチを用いた金融教育が必要となることが解る。わが国でも、金融教育を導入する背景と目的、対象と目標別にマトリクスでの個別金融教育の整理は必須であろう。ただし、教育全般に言えることではあるが、これら金融リテラシーの育成を目的とした金融教育は、出来るだけ早期からの開始が望ましい。最後に pfeeg が強調したのは、学校での教育の重要性である。

カンファレンスにおける報告では、学校での金融教育に関する pfeeg の具体的な活動には触れていないが、pfeeg のウェブ (<http://www.pfeeg.org/>) を見ると、彼らが学校向けに行うコンサルティングは主に、①既存のカリキュラムに金融教育をどのように組み込むか、②教師に対する金

融教育プログラムの提供、③教材の提供と教師のサポート、となっている。アメリカで金融教育を担う NPO の活動例を見ても、学校に金融教育を導入する際に最も重要な問題の一つとなるのが教師への教育である。わが国でも、生徒向けの金融教育カリキュラムと同等以上に、教師向けのカリキュラム等の整備が急務となろう。

三、アメリカの国家戦略に見る金融リテラシーの向上活動

(1) 連邦法の成立と金融リテラシー・教育委員会では、金融教育を普及させ、家計の金融リテラシーを向上させるために、どのような施策が有効であろうか。以下に紹介するアメリカの先例は、政府機関間や、政府機関と自主規制機関や民間関連機関との縦横の連携が希薄なわが国にとって、

学ぶべき点が多いと思われる。

これまで、アメリカにおける金融リテラシーを推進させる活動としては、アメリカ経済教育協会（NCEE）やジャンプ・スタート個人金融教育連盟（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）等のNPOに代表される民間レベルでの活動とともに、各州の連邦準備制度（FRB）や証券取引委員会（SEC）などの連邦政府機関からも、多様な教育プログラムやツールの提供が行われてきた。しかしながら、国民全体の金融リテラシーをより効率的に向上させるためには国家レベルでの金融リテラシー戦略が不可欠であり、その構築が求められていた。

連邦政府レベルで国民の金融リテラシーの向上活動を担当する中核部署として、二〇〇二年五月に財務省（Department of Treasury）内に金融教育局（Office of Financial Education）が設

置された。更に、二〇〇三年一月二日に大統領署名によつて成立した「公正かつ正確な信用取引に関する法律」（The Fair and Accurate Credit Transaction Act, FACT Act）のTitleVでは「金融リテラシーと教育の向上に関する法律」（Financial Literacy and Education Improvement Act）を根拠法として、財務省金融教育局が中心となり、二〇〇四年一月二十九日に二〇の連邦政府機関の代表者から構成される「金融リテラシー・教育委員会」（Financial Literacy and Education Commission）が設立された（金融リテラシー・教育委員会のメンバー等については、証券レビュー第四五巻第一一号拙稿を参照のこと）¹⁾。FACT Act・TitleVによつて、同委員会は主要な任務の一つとして、金融リテラシーと教育を促進するための国家戦略を構築することが求められた。この戦略の検討を行ったのは、同委員会

内に設置された国家戦略ワーキング・グループである。

FACT Act・TitleV のSec.514 「委員会の義務」に従って、金融リテラシー・教育委員会内に組織された小委員会は、第一回会合（二〇〇四年一月二十九日）で決定した①ウェブページ（Website）と②ホットライン（Toll-Free Hotline）、および、第二回会合（二〇〇四年五月二〇日）で決定された③国家戦略ワーキング・グループ（National Strategy Working Group）の三つである。これら小委員会は実働部隊としての役割を担っており、独自の会合を開催している。

小委員会による活動成果の第一として、各連邦政府機関が発信する情報を取りまとめ、情報発信機能を一括して担う無料メディアとして、ウェブページと小委員会とホットライン小委員会の共同作業により、Mymoney.gov（ウェブページ）

(<http://www.mymoney.gov/>) と 1-888-mymoney（無料ホットライン）が二〇〇四年一月二二日に開設された。Mymoney.gov はマイノリティーに配慮して、英語の他にスペイン語でも表記されている。同一のウェブ上で、税金、住宅所有、子供向け教育、学資積立、老後に向けた資産形成、起業関連など、一項目に亘る金融関連情報を一括して検索・収集可能であり、それまで各連邦政府機関が独自に発信していた情報を統合したサイトとなっている。この試みに関しては、後述する国家戦略プランの第五章「消費者の保護」にも記述されており、国家戦略プランに沿った最初の活動成果であると言える。

このような連邦政府機関による情報発信機能の統合と充実と並び、FACT ACT・TitleV で求められた国家戦略の構築は、国家戦略ワーキング・グループの担当である（図表2はワーキング・グ

図表 2 National Strategy Working Group のメンバー

1.	Federal Reserve
2.	the Department of Education
3.	the Federal Trade Commission
4.	General Services Administration
5.	Social Security Administration
6.	Office of Personnel Management
7.	Securities and Exchange Commission
8.	Office of the Comptroller of the Currency
9.	Department of Health and Human Services
10.	Department of Defense
11.	Federal Deposit Insurance Corporation
12.	the Department of Treasury

(出所) 金融リテラシー・教育委員会議事録より作成。

ループのメンバー)。このワーキング・グループに求められる主な役割は、すでに連邦政府機関が実施している金融リテラシー向上への取組みや、複数の機関から重複して提供されている活動を把握して、その重複する部分を解消すべく提言を行うことである。国家戦略ワーキング・グループが中心となり、国民の金融リテラシー向上を目的とした国家戦略に関する報告書として、二〇〇六年四月四日に「将来のオーナーシップの取得」(Taking Ownership of the Future) が公表された。

(2) 国家戦略プラン：Taking Ownership of the Future

「将来のオーナーシップの取得」(Taking Ownership of the Future) は、①問題点の認識、②解決案の提示(ステップやプログラムの提供等)。

図表3 Taking Ownership of the Future の構成

第1章	貯蓄全般 (General Saving)
第2章	住宅の所有 (Homeownership)
第3章	引退後に向けた貯蓄 (Retirement Savings)
第4章	クレジット (Credit)
第5章	消費者の保護 (Consumer Protection)
第6章	納税者の権利 (Taxpayer Rights)
第7章	投資家の保護 (Investor Protection)
第8章	銀行口座非保有者（低所得者） (The Unbanked)
第9章	言語と文化の多様性（マイノリティ） (Multicultural/Multilingual Populations)
第10章	学校での教育 (K-Postsecondary Education)
第11章	アカデミックな調査とプログラムの評価 (Academic Research and Program Evaluation)
第12章	協調への取組み (Coordination)
第13章	国際的な展望 (International Perspective)

(出所) <http://www.mymoney.gov/pdfs/ownership.pdf>

③政府（連邦、州）と民間組織、個人までも含めた対話の促進、を目的として挙げ、金融リテラシーに関してアメリカが面している問題を一三のトピックスに分類し（図表3）、それぞれが抱える問題点を分析するとともに、具体的な活動内容として「The 26 Calls to Action」（図表4）を提示している。先ほど紹介した小委員会によって設立された Mymoney.gov などは、家計に対して発信する情報の充実を目的とした活動であった。この戦略プランは、金融教育と金融リテラシーに関する現状分析と問題点の把握、これらへの具体的な対処法の提示が目的である。当該戦略の一三トピックスを見ると、金融リテラシー向上を目指すにあたり、どの分野が対象となり、何が問題となるのが良く解る。図表1で示したOECDカンファレンスの内容とも共通の分野が多い。一三トピックスで「教育」が直接検討されて

金融教育とは何かを考える

図表 4 The 26 Calls to Action

第1章	財務省とNPOが共同で、MyMoney ウェブ上での貯蓄関連情報の充実をはかる。
第2章	2006年から2007年にかけて、住宅・都市開発省が財務省と共同で住宅所有に関する会議を開催する。
第3章	労働省と財務省が共同で、職場での金融教育や年金などに関する会議を開催する。
第4章	財務省が消費者信用に関するリテラシー向上を目的として、各種メディアを活用したキャンペーンを行う。
第5章	財務省やNPO等が中心となり、MyMoney等を活用した消費者保護に関連する情報の発信を充実させる。
第6章	連法準備銀行や厚生省などが中心となり、税に関するキャンペーンや教育プログラムの提供を行う。
第7章	労働省と財務省が共同で会議を開催する。
第8章	連邦預金保険公社や通貨監督局などが中心となり、4つの地域で会議を開催する。
第9章	財務省が中心となり、特定地域向けの金融教育に関する会議を開催する。
第10章	本文を参照。
第11章	本文を参照。
第12章	本文を参照。
第13章	本文を参照。

(出所) Taking Ownership of the Future.

(注) 代表的な取り組みをピックアップして掲載。

いるのは「学校での教育」(第一〇章)である。イギリスのNPOである pfeeg が学校における金融教育の重要性を唱えていたが、アメリカでも共通である。二〇〇二年一月に財務省金融教育局が白書として公開した「金融教育の学校カリキュラムへの統合」(Integrating Financial Education into School Curricula)でも、学校段階での金融教育の重要性は認識されている。以下で、アメリカの当該戦略プランにおける「学校での金融教育」(第一〇章)を見てみよう。

この戦略プランにおいても、学校(K-12)段階での金融教育が重要視されていることは言うまでもない。学校で金融教育を行う際の問題点として、①新たにカリキュラムを導入する余地がない、②教師に対する教育、③教師のバック・アップ、④学校以外の場での教育、⑤K-12(義務教育)以降の段階(Postsecondary)への継続的な

教育、が挙げられている。Pfeffのケースと同様に、鍵となるのは教師であると言えよう。このように問題点の分析が行われた後、「学校での金融教育」(第一〇章)における「Calls to Action」として、金融教育のコアとなるカリキュラムの作成を目的として、二〇〇六年中に財務省と教育省によるサミットの開催が予定されている。このサミットへの参加者は、政策担当者や教員代表の他に、教育や金融リテラシーに関する分野に属する識者であり、生徒向けの既存カリキュラムに金融教育を組み込むこと他に、教師に対する教育プログラムと、教師が金融教育を行う際の支援方法も中心的な議題として挙げられている。

学校での金融教育以外では、「アカデミックな調査とプログラムの評価」(第一章)、「協調への取組み」(第二章)、「国際的な展望」(第三章)の三項目は、わが国でも是非ともに検討され

るべき項目である。特に、調査と評価に関しては、わが国での議論が最も遅れている分野である。それぞれに「Calls to Action」として、①シンポジウムの開催と白書の作成(第一章)②財務省と共通役務庁 (General Services Administration, GSA) による定期的なミーティングの開催と、金融リテラシー・教育委員会のメンバー機関への報告書の提出(第二章)、金融教育に関する国際的なサミットの開催(第三章)が予定されている。このような具体的な活動予定の明記は、わが国でも必要であろう。

四、金融教育のジレンマ

これまで、金融教育によって金融リテラシーの向上を図ることの利点、ならびに、これらへの具体的な取り組み例を述べてきた。しかしながら、

図表 5 SEC が開設しているフェイク・ウェブサイト一覧

1.	McWhortle Inc. (http://www.mcwhortle.com)
2.	Parsons Heritage Offshore Opportunities Ltd. (http://www.growthventure.com/parsons)
3.	Old Glory Mutual Fund (http://www.growthventure.com/oldglory)
4.	Guaranteed Returns Diversified Inc. (http://www.growthventure.com/grdi)
5.	Seek 2 Succeed (http://www.seek2succeed.com)
6.	Complete Missile Guidance Systems, Inc. (http://www.seek2succeed.com/cmgs/cmindex.htm)
7.	Patenters.com (http://www.seek2succeed.com/patenters/pindex.htm)
8.	Superior Drug Delivery Systems Inc. (http://www.seek2succeed.com/superior/supindex.htm)
9.	Growth Venture, Ltd. (www.growthventure.com)

(出所) SEC に対するヒアリングより作成。

金融リテラシーの向上が逆に負の効果をもたらす懸念も生じている。

アメリカ証券取引委員会 (SEC) は連邦政府機関として、金融リテラシー・教育委員会のメンバーであり、独自に金融リテラシー向上を目指した様々な取り組みを行っている。特に、金融・投資詐欺からの防御を目的とした活動に精力的であり、SEC が開設したフェイク (偽の) ・ウェブサイト (図表 5) はユニークな試みとして知られている。⁽³⁾

高齢者をターゲットとした金融詐欺手法を調査し、被害者の特徴を分析することを目的として、二〇〇六年五月二日に NASD Investor Education Foundation が National Wise Senior Service や AARP (全米退職者協会) と共同で公表した『投資家詐欺調査最終報告書』(Investor Fraud Study Final Report) の結果は⁽⁴⁾

ECに既存の活動内容の再検討の必要性をもたらした。当該報告書の調査によれば、①被害者グループは他のグループと比較して高い金融知識を保有している、②被害者は退職、失業、配偶者との死別などを経験している、③自己の経験への依存度が高く、将来に楽観的かつセールスに寛容、④被害者からの届出は低水準、等の特徴が投資詐欺の被害者に見られた。

第一の特徴は、金融教育による金融リテラシーの向上は、金融・投資詐欺の被害者を増加させかねないことを意味する。SECはこの調査報告を受け、ウェブ上での高齢者向け情報発信の更なる充実とともに、各規制担当機関を集めて、二〇〇六年七月一七日に「第一回シニアズ・サミット」(First-Ever Seniors Summit)を開催した。当該サミットでは、①金融詐欺の分析と監督当局の取り組み、②規制のあり方、③更なる調査

と分析の必要性、④高齢者に適した金融リテラシーの再検討、を論点としている。

IPO詐欺に代表されるように、金融・投資詐欺はわが国でも問題視されている。詐欺的な行為も多い。安易な金融教育は必ずしも良い結果をもたらすとは限らない例である。先にも述べたが、調査と評価に関する検討は、わが国の議論で最も欠けている分野である。これらを抜きにして、作成されるカリキュラムやプログラムが如何に危険であるかをSECの例は示している。

五、おわりに

わが国の家計に求められている金融リテラシーとは何であろうか。二〇〇一年八月『証券市場の構造改革プログラム—個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて—』(金融庁)以降、金融教育

関連の試みは本格化したと言えよう。二〇〇六年六月に成立した金融商品取引法では、金融知識の普及と啓発が認可協会（第七十七条の四）、公益協会（第七十八条の二）、認定団体（第七十九条の十七）の義務とされ、根拠法を背景とした金融教育推進への期待も膨らんでいる。これまで、幾つかの視点から金融教育を検討したが、わが国でも金融教育は必要不可欠であろう。

しかしながら具体的な個別活動例に目を向けると、首をかしげざるを得ないような活動が散見されるのも事実である。私見であるが、証券投資に関連する活動に多いように見える。本来は、業者によるコンサルティングや、発信する情報の充実によってもたらされるべき効果までも、金融教育（投資教育が使用されるケースが多い）に求めているケースがあるのではないか。業者側が行わなければならない努力を、家計の金融リテラシー向

上によって賄おうとしてはいいか。今一度、金融教育とは何かを考え、金融教育で行うべきことを整理し、共有化する必要があるろう。

証券界に目を向けると、「貯蓄から投資への転換」を目指した金融教育は、果たして今でも適当であろうか。誰でも、低いコストで、何時でも証券投資が可能な時代へと急激に環境の変化が生じている。投資家保護の徹底と、正確かつバイアスが無く、解りやすい情報を解りやすいチャネルで、適宜、適時、豊富に発信することを前提として、「安易な証券投資が可能な時代」に適した「金融教育とは何かを考える」ことは急務である。

(注)

- (1) www.oecd.org/dataoecd/8/32/37087833.pdf
- (2) pfcg は、金融サービス機構 (FSA) の全国調査結果をもとに、これらの背景を述べている。
- (3) このようなウェブサイトの開設は、近年のインターネ

ットを利用した詐欺の増加が背景にある。サイト上の投資案件に興味を持ち、詳細な情報へアクセスしようとするSECのサイトに繋がり、詐欺被害に遭う可能性がある旨の警告文が提示される。

- (4) <http://www.sec.gov/news/press/extra/seniors/nasdfraudstudy051206.pdf>

(参考文献)

若園智明 「二〇〇五」「金融教育の現状」『証券レビュー』第四五巻、第一号、pp.63-78。

(わかぞの ちあき・当研究所主任研究員)